

令和元年10月1日～ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所等を利用する

3～5歳児クラス等の

子どもの利用料が



無償化されます

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの利用料も住民税非課税世帯を対象として無償化

無償化専用ダイヤル 幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせは下記電話番号へ

電話 098-945-6666(子育て支援課)

開設時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)

もくじ

- ①一般向け(制度全般) 1ページ
- ②認可保育所・施設型給付幼稚園・認定こども園利用者向け 3ページ
- ③私学助成幼稚園利用者向け 5ページ
- ④認可外保育施設向け 6ページ



参考:幼児教育・保育の無償化(内閣府HP)
<https://www.youhomushouka.go.jp/>



1. 対象者・対象範囲

■ 認可保育所等・幼稚園・認定こども園

- 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもを利用料を無償化
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを利用料を住民税非課税世帯を対象として無償化
- 私学助成幼稚園等の利用料は、月額25,700円を上限として無償化
※就園奨励補助金は無償化開始に伴い終了します。
- 幼稚園、認定こども園(教育部分)は、満3歳児(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)から無償化
- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外
※2号認定こども(保育所等)の副食費については、これまで利用料(公定価格)に組み込まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。

■ 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから月額11,300円を上限として預かり保育の利用料を無償化
- 与那原町立幼稚園預かり保育事業については、利用料が月額5000円となっているため、保育の必要性があると認定を受けた場合には、利用料全額が無償化

■ 認可外保育施設・特別保育事業等*

- 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもで、保育所又は一定基準以上の預かり保育(平日8時間、年間200日以上)を実施している幼稚園、認定こども園を利用していない場合に、月額37,000円を上限として利用料を無償化
- 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども(保育の必要性があり、保育所等を利用していない)は、月額42,000円を上限として利用料を無償化
※一時保育、病児保育、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター(送迎のみ除く)等

■ 障害児通園施設等*

- 3歳児クラスから5歳児クラスの子どもを利用料を無償化
幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象
※児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

お問い合わせ先:与那原町役場福祉課 電話 098-945-1525

2. 認定申請手続き

	認可保育園 認定こども園 (2号利用)	認定こども園・ 新制度移行幼稚園 (1号利用)		私学助成幼稚園		認可外 保育施設
		幼稚園のみ 利用	預かり利用	幼稚園のみ 利用	預かり利用	
手続き 要否	不要	不要	必要	必要	必要	必要

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所等	施設型給付幼稚園・認定こども園		私学助成幼稚園		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○	○	○ [*] (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○ [*] (上限11,300円)	○ [*] (上限37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	/	○	×	○ (上限25,700円)	×	/
住民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	/	○	○ [*] (上限16,300円)	○ [*] (上限25,700円)	○ [*] (上限16,300円)	/
市民税非課税世帯の0～2歳児クラス	○	※無償化にあたり保育の必要性の認定が必要				○ [*] (上限42,000円)

保育の必要性の認定要件について

(以下の中から該当する書類を添付して下さい。指定様式については町ホームページまたは役場子育て支援課窓口にてお取りください。)

1	居宅外で就労されている方 (週3日以上かつ4時間以上から対象 (予定を含む))	「勤務証明書」(就労内定の場合はその証明を受けて下さい) ※指定様式があります。
2	自営の場合 (週3日以上かつ4時間以上から対象 (自宅外自営、親族経営等の自営を含む))	「自営業・農水産業・内職申立書」 (自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)も添付してください。) ※指定様式があります。
3	妊娠・出産 (出産予定月前2ヶ月・出産月後3ヶ月に限る)	「親子健康手帳の写し」 (氏名と出産予定日が記載されているページ)
4	保護者が就学している	「在学証明書」(入学予定の場合は合格通知等) 「授業日程証明書」
5	保護者の疾病・障がい	「診断書(保護者用)」 ※指定様式があります。 ※各種障害者手帳の交付を受けている場合は、上記の診断書に加え手帳の写しを添付してください。
6	保護者が介護・看護をしている	「診断書(看護・介護証明用)」 ※指定様式があります。 ※介護保険証の写し等を添付してください。
7	保護者が求職中である	「就労誓約書」 ※指定様式があります。

無償化専用ダイヤル

幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせは下記電話番号へ

電話 098-945-6666(子育て支援課)

開設時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)

令和元年10月1日から幼児教育・保育の 無償化がスタート

認可保育所・施設型給付幼稚園・認定こども園



対象者・利用料

- 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども利用料を無償化
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子ども利用料を住民税非課税世帯を対象として無償化
- 幼稚園、認定こども園(教育部分)は、満3歳児(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)から無償化

●実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。(4ページ参照)

●年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

※幼稚園・認定こども園(教育利用)は小学校3年生、認可保育所・認定こども園(保育利用)は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

●10月からの利用料が無償となりますので、

改めて行なっていただく手続きはありません。

預かり保育

- 保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)から5歳児(小学校就学前)までの子どもたちの利用料が月額11,300円[※]まで無償となります。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。

- 預かり保育について無償化の対象となるためには、

保育の必要性の認定(施設等利用給付認定2号)が必要です。

園から配布される利用案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

※提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

※すでに在籍園へ認定申請書を提出された方は、認定手続きが完了次第(9月中旬頃)、認定通知書を送付予定です。

★就労の理由により預かり保育を利用する場合、

勤務証明書の提出が必要です!

無償化専用ダイヤル 幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせは下記電話番号へ

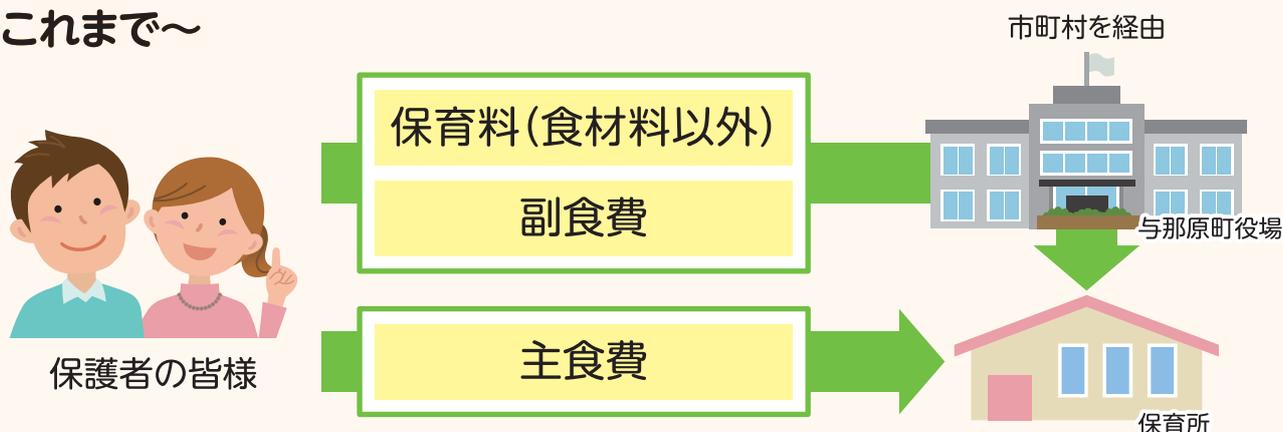
電話 098-945-6666(子育て支援課)

開設時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)

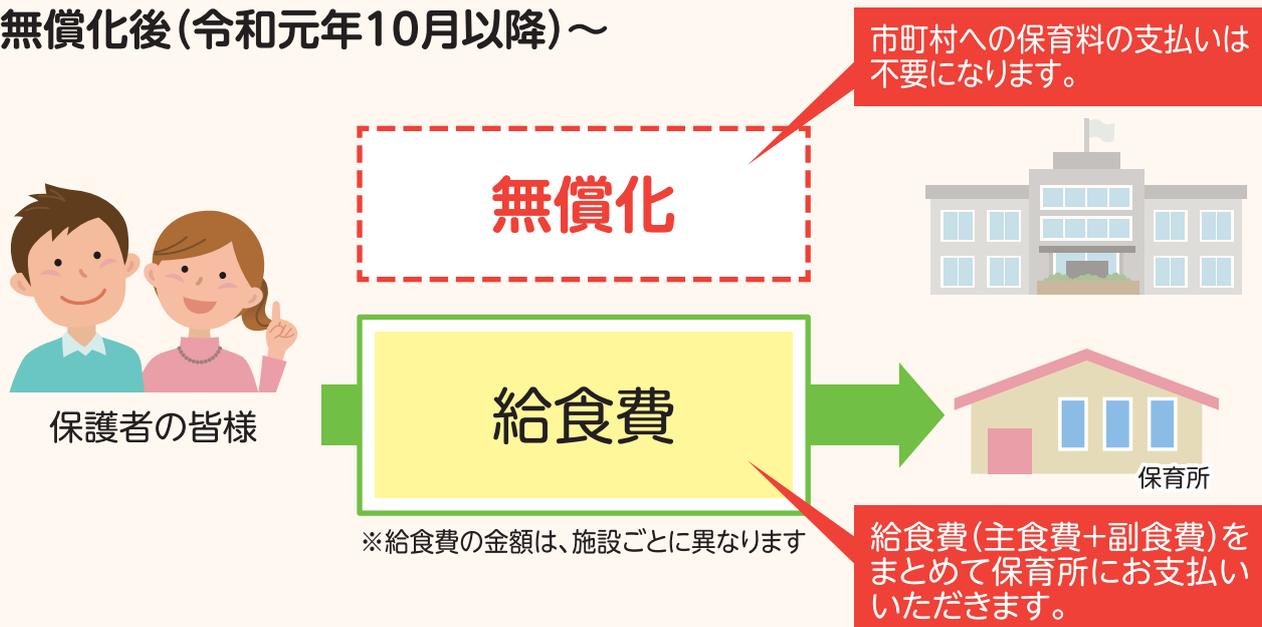
与那原町内の認可保育所(町立含む)の給食費について

- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - 主食(お米など)分については直接、
 - 副食(おかず)分については(保育料の一部として)市町村を通じて、保育所にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

～これまで～



～無償化後(令和元年10月以降)～



無償化専用ダイヤル 幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせは下記電話番号へ

電話 098-945-6666(子育て支援課)

開設時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)

令和元年10月1日から幼児教育・保育の

無償化がスタート



私学助成幼稚園等

■対象者・利用料

- 満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもたちの利用料が月額25,700円まで無償となります。

※幼児教育・保育無償化の開始に伴い、就園奨励補助金は9月に終了します。

- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無償となります。

■預かり保育

- 保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)から5歳児(小学校就学前)までの子どもたちの利用料が月額11,300円[※]まで無償となります。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満)の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

- 私学助成幼稚園を利用する全ての子どもたちが
施設等利用給付認定が必要となります。

園から配布される利用案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

※提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

※すでに在籍園へ認定申請書を提出された方は、認定手続きが完了次第(9月中旬頃)、認定通知書を送付予定です。

★就労の理由により預かり保育を利用する場合、

勤務証明書の提出が必要です!

無償化専用ダイヤル

幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせは下記電話番号へ

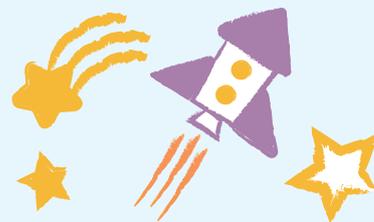
電話 098-945-6666(子育て支援課)

開設時間

9時から12時、
13時から17時まで(土日祝日を除く)

令和元年10月1日から幼児教育・保育の

無償化がスタート



認可外保育施設等

対象者・利用料

- 3歳児クラスから5歳児クラス(小学校就学前の3年間)までの子どもたちの利用料が月額37,000円まで無償となります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が月額42,000円まで無償化されます。
- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

対象となる施設・事業

- 認可外保育施設に加え、一時保育、病時保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター(送迎のみ除く)事業等を対象とします。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たす必要があります。
ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 認可外保育施設等について無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定(施設等利用給付認定2号)が必要です。**

※必要な手続きについては町ホームページもしくは与那原町子育て支援課窓口にてご確認ください。

- ★就労の理由により預かり保育を利用する場合、**勤務証明書の提出が必要です!**



無償化専用ダイヤル 幼児教育・保育の無償化についてのお問い合わせは下記電話番号へ

電話 098-945-6666(子育て支援課)

開設時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)

無償化の方法

○現物給付

月額上限額の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要になります。詳しくは、認定証をご覧ください(認定証は申請書受理後、認定手続きが完了次第随時発送します)。

○償還払い

これまでどおり施設に保育料等を支払い、領収書をもらいます。領収書と必要書類を子育て支援課に持参して払い戻しの手続き後、上限額の範囲内で保育料等が払い戻しされます。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私学助成の私立幼稚園・認可外保育施設・病時保育・一時預かり・ファミリーサポートセンター・幼稚園の預かり保育は償還払いの予定です。償還払いの詳細な手続き方法については、認定通知書をご覧ください。(認定証は申請書受理後、認定手続きが完了次第随時発送します)。



与那原町イメージキャラクター
つなひきかちゃん